

第4 泡消火設備

平成25年1月16日施行

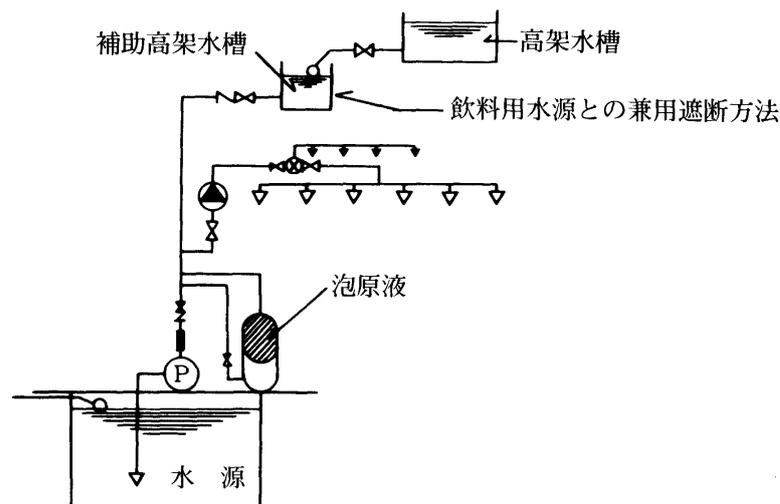
平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正

1 水源

第1屋内消火栓設備1（（6）を除く。）によるほか、次によること。

- (1) 泡消火設備の水源は、飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。（第4-1図）
- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。



第4-1図

2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（（3）、（6）を除く。）によるほか、次によること。

- (1) 加圧送水装置等は、泡消火設備専用とすること。
- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3によること。

4 配管

第1 屋内消火栓設備5（（14）及び（18）を除く。）及びに第2 スプリンクラー設備5（3）から（7）によるほか、次によること。

- (1) 一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる弁及び排水管を設けること。
- (2) 一斉開放弁の取り付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設けること。
- (3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。

5 固定式

(1) 同時放射区画

規則第18条第4項第5号に定める一の放射区域は、第3水噴霧消火設備5によること。

(2) 泡ヘッド

使用する泡消火薬剤に対応した認定品とすること。

(3) 起動装置

ア 自動式の起動装置

規則第18条第4項第10号イの規定によるほか、次によること。

(ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合

自動起動用ヘッドは、各放射区域ごとに次により設けること。

- a 標示温度は、79℃未満のものとする。
- b ヘッドは、規則第13条の2第4項第1号イからハマまでに準じて設けること。
- c ヘッドの取り付け高さは、床面から5m以下とすること。ただし、ヘッドの感度種別が1種のものを使用する場合は、8m以下とすることができる。
- d ヘッドは一の放射区画内の床面積15m²（耐火建築物にあっては、20m²）以下ごとに1個以上偏在しないように設けること。
- e 配管の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動弁（ボールロック等）を設けること。

(イ) 自動火災報知設備の感知器を用いる場合

- a 感知器は、規則第23条第4項に定める基準により設けること。
- b 感知器の種別は、熱式の特種（定温式に限る。）、1種又は2種若しくは差動

式分布型の2種又は3種のものとする。

c 感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。

d 感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設けること。

イ 手動式の起動装置

規則第18条第4項第10号ロの規定による手動式の起動装置は、手動式の起動装置を放射区域ごとにその直近に1個設けること。

(4) 流水検知装置及び自動警報装置

第2スプリンクラー設備9によるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

6 乾式流水検知装置を用いた方式

常時配管内を湿式とすることにより凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備とすることができる。

(1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、第2スプリンクラー設備15(5)によること。

(2) 自動起動用ヘッドの形状は、第2スプリンクラー設備15(6)によること。

(3) 乾式流水検知装置の二次側に圧力を設定するための加圧装置の供給能力は、第2スプリンクラー設備15(2)によること。

7 移動式

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所は、防護対象物となる部分が次によるものであること。

ア 警備員が常駐すること。ただし、防火対象物又はその部分の直近の関係者等により速やかな対応が可能なものはこの限りでない。

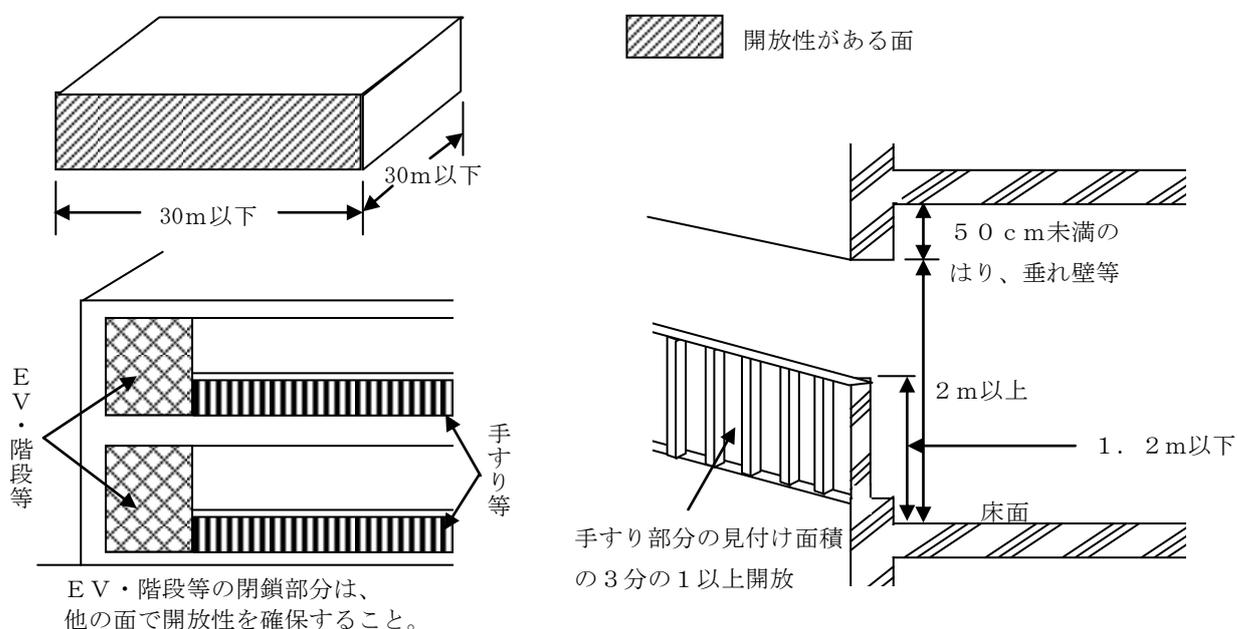
イ 10階以下又は31m以下の部分とすること。

ウ 当該部分は、地階又は無窓階に該当しないこと。

エ 外気に接する常時開放の開口部が、階ごとに次の(ア)又は(イ)に定める基準に適合していること。

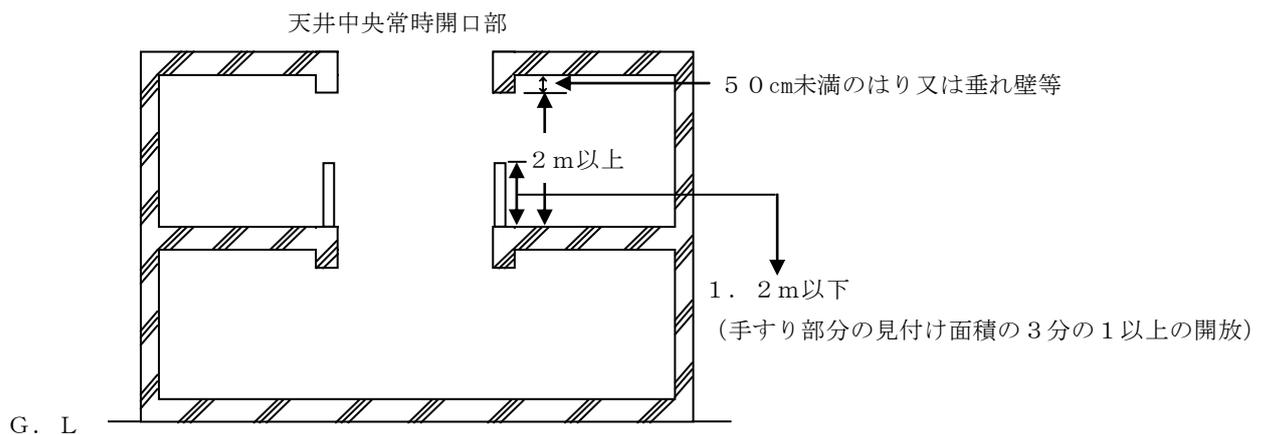
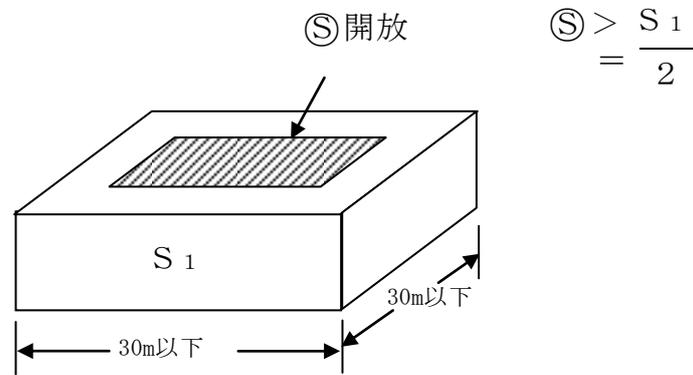
(ア) 壁面線の長辺の長さが30m以下の場合は、次のa又はbに適合すること。

- a 壁面線のうち長辺部分の一面が次の（a）から（e）までに該当する外気に接する常時開放の開口部（以下「開放開口部」という。）を有するもの（第4-2図）
- (a) 開放開口部の上端は、床面から2 m以上とすること。
 - (b) 手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放性を有するパイプ手すり等とすること。ただし、開放性が不足する手すりを使用する場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放面積を他の面で確保すること。
 - (c) 手すり等の上端は床面から1.2 m以下とすること。なお、防犯上等の理由により、やむを得ず、手すり等の上端からはり、垂れ壁等の下端までの間にフェンス等を設ける場合については、開放性の高いネットフェンス等とすること。
 - (d) 壁面線のうちエレベーター又は階段等で開放開口部が閉鎖される場合にあつては、その閉鎖された部分相当の開放面積を他の面で確保すること。
 - (e) 開放開口部には、天井面又は上部床スラブ下面から50 cm以上下がったはり又は垂れ壁等を設けないこと。



第4-2図

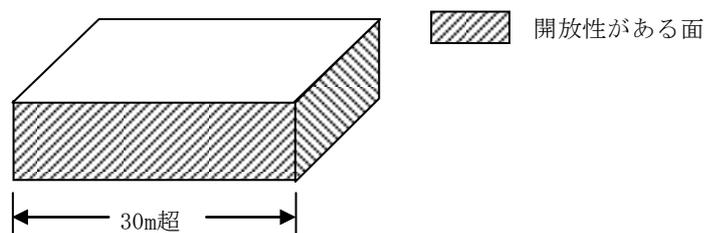
- b 防火対象物の天井中央付近に、壁面線のうち長辺側の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部（天井中央付近の常時開放の開口部が複数階にわたる場合、当該中央の吹き抜け部に面する各階の開口部は、開放開口部によること。）を有するもの（第4-3図）



第4-3図

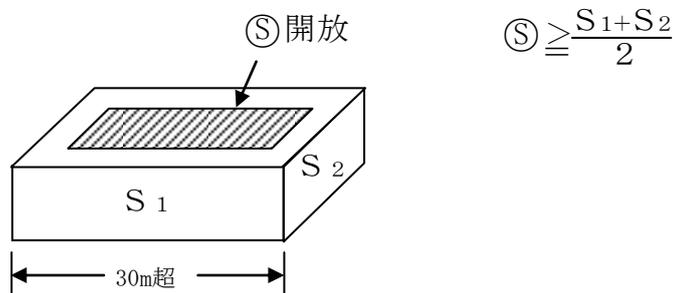
- (i) 壁面線の長辺の長さが30mを超える場合は、防火対象物の各部分から、一の開放開口部までの水平距離を30m以下とし、次のa又はbのいずれかに適合すること。

- a 壁面線のうち長辺を含む二面以上が、開放開口部を有するもの（第4-4図）



第4-4図

- b 防火対象物の天井中央付近に壁面線の長辺側を含む二面の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部（ア）bによる。）を有するもの（第4-5図）



第4-5図

オ 壁面線の開放開口部で、隣地境界線又は他の建築物等の外壁（以下「隣地等」という。）に面して設けるものにあつては、壁面線から隣地等までの距離に応じて、次の式で算定した値を開放面積とすること。ただし、壁面線から隣地等までの距離が0.6m未満の部分は開放面積に算定できない。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| $A1 = 2I \times L$ | $A1$: 仮想開放面積 (㎡) |
| $A2 < A1$ の場合 | $A2$: 実開放面積 (㎡) |
| $A2$ とする。 | I : 壁面線から隣地等までの距離 |
| $A2 = A1$ の場合 | 但し $I \geq 0.6(m)$ |
| $A2$ とする。 | L : 開放開口部の長さ (m) |
| $A2 > A1$ の場合 | |
| $A1$ とする。 | |

(2) ポンプの吐出量

規則第18条第4項第9号ハ（イ）に規定されるポンプの吐出量は、次の量以上とすること。

ア 駐車場等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に130L/minを乗じて得た量以上の量

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは、2とする。）に260L/minを乗じて得た量以上の量

(3) ポンプの全揚程

規則第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。

(4) 起動装置

- ア 第1屋内消火栓設備7によること。
- イ 一のバルブ操作により起動できること。

8 泡消火薬剤の貯蔵槽

- (1) 材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。
- (2) 点検口及び掃除口を設けること。
- (3) 呼気弁又は通気管を必要に応じ設けること。
- (4) 貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあつては、有効な圧抜き措置を講ずること。
- (5) 設置場所は、2加圧送水装置の設置場所によるほか、点検、補修に必要な空間及び換気、室温並びに排水等を考慮すること。

9 泡消火薬剤混合装置

混合装置は、使用する泡消火薬剤及び使用ヘッドに整合したものであること。

10 発泡倍率と還元時間

フォームヘッド又はノズルから適正な泡放射ができるとともに泡の発泡倍率は5倍以上あり、かつ、当該泡の4分の1還元時間は1分以上であること。

11 令第13条第1項に供する部分の床面積の算定（防火対象物の屋上を含む。）

駐車のに供される部分	駐車する部分及び車路
自動車の修理又は整備の用に供する部分	作業所、油庫、点検調整場、修理又は作業を要する車両の駐車場、機械室及び部品庫（防火区画されたものは除く。）等
発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分	当該電気設備が据え付けられた部分の周囲5mの線で囲まれた部分（不燃材料の壁、天井及び床で区画され、開口部には特定防火設備又は、規則第12条の2第1項第1号ニ（イ）に規定する防火設備が使用されている場合は、当該区画された部分）

鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分	当該設備が据え付けられた部分の周囲5mの線で囲まれた部分（不燃材料の壁、天井及び床で区画され、開口部には特定防火設備又は、規則第12条の2第1項第1号ニ（イ）に規定する防火設備が使用されている場合は、当該区画された部分）
------------------------------	--

12 機械式駐車場

機械式駐車場（複数の段に駐車できるもの）に泡消火設備を設ける場合は、1から11によるほか次によること。

- (1) フォームヘッドは、各段とも防護できるように設けること。
- (2) 火災感知装置は、標準型ヘッド（79℃未満）とし、天井等（床ピット内に車両が降下収納されるものにあつては、床ピット内の火災を有効に感知できること。）で感知しやすい部分に取り付けること。
- (3) 駐車のために供する部分の水平投影面積50㎡以上を一の放射区画とし、隣接する二つの区画を同時放射できる容量の加圧送水装置を設けること。

なお、一の機械駐車台数ごとに駐車部分を不燃材料で区画したときは、当該部分（車路を含む。）を一の放射区域とみなすことができる。（第3水噴霧消火設備5参照）

- (4) 手動弁は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に接近できる位置に設けること。

13 特定駐車場用泡消火設備

(1) 用語の定義

ア 特定駐車場

令別表第1に掲げる防火対象物の用に供する部分で、次に掲げるものをいう。

- (ア) 駐車場の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における駐車場部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあつては200㎡以上、1階にあつては500㎡以上、屋上部分にあつては300㎡以上のもののうち、床から天井までの高さが10m以下の部分をいう。
- (イ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のものをいう。

イ 特定駐車場用泡消火設備

特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との

混合液をいう。)を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

(2) 特定駐車場用泡消火設備を設置することができる部分

特定駐車場用泡消火設備の設置にあつては、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年3月27日総務省令第23号。以下「特定駐車場用泡消火省令」という。）及び特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年3月28日消防庁告示第5号。以下「特定駐車場用泡消火告示」という。）によるほか、次によること。

ア 特定駐車場のうち、規定床面積未満であることから泡消火設備の設置義務がないものであつても床面から天井までの高さが10m以下の部分であれば、特定泡消火設備の設置は可能であること。

イ 特定駐車場には、通常の泡消火設備と特定泡消火設備の併用は可能であること。

14 表示

(1) 手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。

ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装すること。

イ 一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取り付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30cm以上同一彩色とすること。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができる。

ウ 隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。

(2) 混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。

(3) 泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、次の表示を設けること。

消火薬剤	
1	種別
2	混入率
3	薬剤量
4	設置年月日

(4) 泡消火栓には、使用方法を表示すること。

(5) 手動起動装置、送水口の直近には、次の表示を設けること。

<p>手動起動装置 (泡消火)</p>

大きさ：縦10cm×横30cm以上

文字：3cm角以上

送 水 口 (泡 消 火)	地 色 : 赤 文 字 : 白
--------------------	--------------------

- (6) (3) から (5) までの表示のうち、特記のないものについては、次によること。
- ア 色は、地を白色、文字を黒色とすること。
 - イ 文字の大きさは、2 c m角以上とすること。
- (7) 表示は、3 m以上離れた位置から確認できる場所に設けること。
- (8) 流水検知装置の直近には、第2スプリンクラー設備14(1)により表示を設けること。この場合、「スプリンクラー」を「泡消火」に読み替えること。

参 考

P F O S 含有の泡消火薬剤の混合使用について

駐車場等に設置する泡消火設備の泡消火薬剤としてP F O S（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））含有の泡消火薬剤（別紙参照）が平成21年5月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が改正され、同年10月第一種特定化学物質に指定された。これにより、特定用途（エッセンシャルユース）以外の使用が禁止となる。泡消火薬剤については、代替品（P F O S非含有泡消火薬剤）があるのでエッセンシャルユースに該当しない。当分の間は、次の技術基準を順守することで既設の使用が可能。

1 点検基準の改正について

消火薬剤の「機能を維持するための措置」が講じられている場合に泡放射試験の一部を免除することができる。

(1) 免除できる点検

- ア 分布
- イ 放射圧力
- ウ 混合率
- エ 発泡倍率

(2) 免除できない点検

- ア 一斉開放弁
- イ 手動起動装置

※非常電源に切り替えた状態で、一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部又は自動式起動装置の作動で代替することができる。

(3) 「機能を維持するための措置」とは次の何れかを満たしているもの

- ア 設置、製造、又は全量交換後10年以内のもの（合成界面活性剤泡消火薬剤は15年）
- イ 総合点検での泡放射試験実施後3年以内
- ウ サンプルング検査後3年以内（サンプルング検査については、「平成22年9月30日付け消防予第442号」参照）

2 P F O S 含有泡消火薬剤との混合使用について

- (1) 全量を他の薬剤と交換する場合には、既設のフォームヘッドとの組み合わせにお

いて性能評定を取得している泡消火薬剤と交換すること。

(2) 補充（混合）する場合は、次の事項に留意すること。

ア 補充（混合）する泡消火薬剤は、P F O S 含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していることを確認すること。

イ 補充（混合）する泡消火薬剤は、1種類に限定すること。

ウ 使用するフォームヘッドは、P F O S 含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されていること。

3 工事整備の対象について

(1) 最初の補充（混合）は、「工事」のうち「改造」に該当する。なお、本行為については「軽微な工事」とみなされ、着工届は要しないものとし、設置届に伴う消防検査については、書類審査に替えることができる。

(2) 2回目以降の補充（混合）は、既に混合されている泡消火薬剤の補充であることから「整備」とみなされるため、(1)に適合することを確認した資料を添付することで足りる。

4 その他

(1) 他の泡消火薬剤を混合した場合には、その旨を泡消火薬剤貯蔵層の見やすい個所に「水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール」を貼付して表示する必要がある。表示シールは下図によるものとし、泡消火薬剤メーカーから入手できる。

水成膜泡消火薬剤の混合について		
水成膜泡消火薬剤は国家検定品であり、混合して使用することは認められていませんが、以下の泡消火薬剤に限り、当初貯蔵していた泡消火薬剤に混合した場合の性能が確認されております。		
 注意	以下に示す泡消火薬剤以外を補充（混合）してはいけません。	
補充（混合）できる泡消火薬剤	製造者名	〇〇〇〇株式会社
	商品名	△△△△△△△△
	型式番号	泡第□□～□□号
最初に補充（混合）した年月日	年 月 日	

シール仕様
(例)

高:150mm
幅:105mm

銀地
黒文字

(2) 他の泡消火薬剤を混合した場合には、点検票に混合した年月日、泡消火薬剤の種類及び補充量を記録しておくこと。

別紙

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用を除く）一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	泡第 51～7 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3031	水成膜泡 6% (-5℃～+30℃)
2	泡第 53～5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3033	水成膜泡 3% (-5℃～+30℃)
3	泡第 60～2 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
4	泡第 60～5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3104	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)
5	泡第 8～1 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3073	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
6	泡第 1～6 号	D I C(株)	メガフォーム F - 623	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
7	泡第 1～7 号	D I C(株)	メガフォーム F - 626	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)
8	泡第 4～4 号	D I C(株)	メガフォーム F - 633S	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
9	泡第 7～1 号	D I C(株)	メガフォーム AGF	合成界面泡 6% (-5℃～+30℃)
10	泡第 8～2 号	D I C(株)	メガフォーム N - 103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
11	泡第 11～1 号	D I C(株)	メガフォーム AGF-3	合成界面泡 3% (-5℃～+30℃)
12	泡第 9～3 号	深田工業(株)	フカダ・フロアルコフォーム G	たん白泡 6% (-10℃～+30℃)
13	泡第 10～5 号	深田工業(株)	フカダ・フロアルコフォーム G	たん白泡 3% (-10℃～+30℃)
14	泡第 10～1 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 310	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
15	泡第 11～2 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 320	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
16	泡第 11～5 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 605	水成膜泡 6% (-5℃～+30℃)
17	泡第 15～4 号	ヤマトエンジニアリング(株)	CF フォーム 310	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用）一覧表

No.	製造者名	商品名	型式
1	住友スリーエム(株)	ライトウォーター ATCFC-3035	水溶性液体用泡消火薬剤
2	住友スリーエム(株)	ライトウォーター ATCFC-600	水溶性液体用泡消火薬剤
3	D I C(株)	メガフォーム F-610AT	水溶性液体用泡消火薬剤
4	D I C(株)	メガフォーム AT-3	水溶性液体用泡消火薬剤

P F O S を含有する噴霧消火剤一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	鑑特第 116 号	能美防災(株)	NCA211	噴霧消火剤 2% (-10℃～+30℃)

《記事》平成 22 年 9 月現在において、P F O S 含有であることが確認されている泡消火薬剤を示す。

組み合わせ適合一覧

○泡消火薬剤

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合で混合した場合に所要の性能を有することが確認されているフォームヘッド			当初貯蔵していた泡消火薬剤		左記当初貯蔵していた泡消火薬剤に補充(混合)して差し支えない泡消火薬剤	
社名	フォームヘッド型式	性能 評定番号	D I C(株)	ヤマトプロテック(株)	D I C(株)	ヤマトプロテック(株)
			商品名 検定型式番号	商品名 検定型式番号	商品名 検定型式番号	商品名 検定型式番号
			メガフォーム F-623	アルファフォーム 310	メガフォーム F-623T	アルファフォーム 310R
			泡第1~6号 (3%型)	泡第10~1号 (3%型)	泡第17~3号 (3%型)	泡第19~26 (3%型)
能美防災(株)	NHO 53A	221T121-1	○		○	
	NHO 54 ※	221T157	○		○	
(株)初田製作所	HFH-35T	221T132	○		○	
	HFH-35E	221T141	○		○	
	HFH-20P ※	221T142	○		○	
	HFH-35S	221T169	○		○	
	HFH-20S ※	221T170	○		○	
宮田工業(株)	MFH-35-2	221T113	○		○	
	MFH-20 ※	221T166	○		○	
ヤマトプロテック(株)	YLH-35N	221T131		○		○
	YAH-35	221T139		○		○
	YAH-20 ※	221T140		○		○
	YAH-35T	221T158		○		○
千住スプリンクラー(株)	SMF-01	221T148	○		○	
	SHF-20 ※	221T160	○		○	
(株)立売堀製作所	IFH-35E	221T143	○		○	
	IAH-20P ※	221T144	○		○	
	IAH-20 ※	221T163		○		○
	IAH-35T	221T164		○		○
	ISAH-35	221T167		○		○
	ISAH-20 ※	221T168		○		○

表中のフォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。

○閉鎖型泡消火システムにおける泡消火薬剤

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合で混合した場合に所要の性能を有することが確認されているシステム			当初貯蔵していた泡消火薬剤		左記当初貯蔵していた泡消火薬剤に補充(混合)して差し支えない泡消火薬剤
社名	泡消火システム及び性能鑑定番号	泡消火薬剤品名 検定型式番号	ヤマトエンジニアリング(株)	ヤマトプロテック(株)	ヤマトプロテック(株)
			商品名 検定型式番号	商品名 検定型式番号	商品名 検定型式番号
			CFフォーム	アルファフォーム310	アルファフォーム310R
			(泡第15~4号) (3%型)	(泡第10~1号) (3%型)	泡第19~26号 (3%型)
ヤマトプロテック(株)	閉鎖型泡消火システム (CFシステム)	鑑特第129号	○		○
	閉鎖型泡消火システム (CFシステムII)	鑑特第218号		○	○

○住友スリーエム株式会社製ライトウォーター水成膜泡消火薬剤

補充（混合）した水成膜泡消火薬剤に使用することができるフォームヘッド			補充（混合）して差し支えない水成膜泡消火薬剤							
社名	泡消火薬剤商品名 検定型式番号 性能評定番号	フォームヘッド型式	ヤマトプロテック(株)	日本ドライケミカル(株)	第一化成産業(株)		深田工業(株)	株初田製作所	日新理化産業(株)	
			アルファフォーム310 泡第10~1号(3%型)	エクステンサーフウォーターⅢ 泡第10~6号(3%型)	DKウォーター 泡第10~3号(3%型) 泡第15~2号(6%型)		フカダフロロウォーターF 泡第13~1号(3%型)	ハツタニューフォームAF ¹ ※1 泡第14~4号(3%型)	フロロフィルムフォーム 泡第1~3号(3%型) 泡第1~2号(6%型)	
ニッタン(株)	FL-35-1	221T119-1			○	○			○	○
	FL-35	221T119			○	○				
	FL20 ※	221T155			○				○	
ホーチキ(株)	FB-35	221T126	○	○					○	
	GFH-C35	221T165	○	○	○					
	GFH-AW25※	221T145		○						
千住スプリンクラー(株)	SMF-01	221T148	○	○	○		○	○	○	
	SHF-20 ※	221T160	○	○	○		○	○	○	
	SFH35	221T123		○						○
宮田工業(株)	MFH-20 ※	221T166	○	○	○		○			
	MFH-35-2	221T113			○	○				
株宮本工業所	KMF-01	221T153	○	○						
株モリタ	MMF-01	221T151	○	○	○		○			
ヤマトプロテック(株)	YAH-20 ※	221T140	○							
	YAH-35T	221T158	○							
	YLH-35N	221T131	○							
	YAH-35	221T139	○							
日本ドライケミカル(株)	FHC-35	221T150		○						
	FHS-20 ※	221T161		○						
	FH-35	221T122		○						
五十鈴工業(株)	IAH-20 ※	221T163	○							
	IAH-35T	221T164	○							
株初田製作所	HFH-35T	221T132						○		
	HFH-35E	221T141						○		
	HFH-20P ※	221T142						○		
	HFH-35S	221T169	○	○	○		○	○	○	
	HFH-20S ※	221T170	○	○	○		○	○	○	
能美防災(株)	NH053	221T121							○	○
	NH053A	221T121-1							○	○
	NH054 ※	221T157							○	
	BNH053A	221T154							○	○
株立売堀製作所	IFH-35E	221T143						○		
	IFH-20P※	221T144						○		

《記事》 1. ○印は、適合する組み合わせを示す。 2. フォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。
3. ※1のハツタニューフォームAF³の現在の商品名は、ハツタニューフォームAF-103です。